

## 令和5年度研究助成募集要項

### 1. 助成対象

物質の分離技術の分野における素材、技法の基礎研究に対する助成。

### 2. 助成金額・件数

1件150万円以内、年8件程度。

### 3. 応募資格

日本国に居住する、50歳未満で大学や研究所など何れかの機関に所属している研究者。  
国籍は問いません。

### 4. 募集期間と助成対象決定時期

募集期間 2023年7月1日より2023年9月30日

決定時期 2023年12月中に決定し速やかに通知いたします。

### 5. 応募条件

1. 応募対象となる研究助成の実施期間は原則、令和6年4月1日～令和7年3月31日とします。但し研究助成の実施期間が1年を越える場合も対象とします。
2. 類似内容で、現在、他の財団の助成を受けていない事。また、受ける予定になっていないこと。
3. 本研究助成の海外での成果発表にかかわる経費については、助成の対象とはしません。
4. 助成金の使途は、研究費と研究上必要な経費とし、応募者が所属する組織等の間接費、一般管理費は助成の対象になりません。

### 6. 応募方法

申請者は申請書に必要事項を記入し、当財団HPの「研究助成申請フォーム」から電子データを提出してください。申請書は、所属機関長（または代行できる役職の方）の承認を得て押印されたPDF形式のファイルと、そのWord形式のファイル（押印不要）の2つを提出してください。

申請書類は、助成の対象から洩れた場合であってもお返しできませんのでご了承ください。但し、申請書類は財団助成申請の審査目的以外に使用されることはありません。

### 7. 選考方法

当財団が委嘱した選考委員で構成する選考委員会において行い、理事会によって決定します。審査の経過や内容は公表いたしません。

選考委員会は募集年度の12月に行い、結果は速やかに応募者に通知いたします。

### 8. 助成金の交付

選考決定の翌月末頃を目途に指定口座に振り込みます。申請者ご本人が直接受け取り、管理して頂く事を基本としますが、奨学寄附金（委任経理）等の方法で受け取ることも可能です。

## 9. 用途の変更

助成金交付の内定後、または実施途中に助成金用途の重要かつ大幅な変更をする場合は、書面により理事長宛に変更届（変更理由と変更後の予算）を提出し、承認を得なければなりません。

## 10. 日常管理

助成金受領者は、助成金の収支を当財団指定の収支簿に随時記録し、領収書など関係書類と共に整理保管し、実施計画終了時、助成金収支報告書を作成し提出しなければなりません。

## 11. 助成金の決定取消、中止及び返還

助成金の交付が決定した者が次のいずれかに該当するとき、又はその事実が判明した時は、助成金の交付を取り消し、又は既に交付した助成金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

1. 虚偽の申請又は報告をした場合。
2. 必要な書類が提出されなかった場合。
3. 対象となる研究活動等が中止になった場合。
4. その他、募集要項に照らしてふさわしくないものと当財団理事会が認めた場合。

## 12. 計画の変更

助成金交付の内定後、または実施途中に実施計画の重要かつ大幅な変更をする時は、書面により理事長宛に変更届（変更理由と修正計画）を提出し、承認を得なければなりません。

## 13. 成果報告

助成金の交付を受けた者は、研究計画が完了した時、終了後2か月以内に研究成果及び収支実績について、理事長宛に報告をしなければなりません。

## 14. 研究成果の発表

当財団は、財団の助成普及活動として、助成金の交付を受けて実施した研究の全部又は一部を、HP 或いはその他の方法をもって公表する事ができるものとします。

## 15. 発表報告

助成課題の研究に従事する研究者が、助成研究の結果の一部もしくは全部を刊行物又は学会等で発表する場合は、当財団より助成を受けたことを明記してください。なお、その刊行物或いは別刷の一部を添付して、理事長に報告してください。

## 16. 監査

理事長が必要と認めた時は、助成金の交付を受けた者に対し経理並びに研究事項等につき詳しい報告を求めることや、監査することがあります。

## 17. 問合せ先

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-52-10 今井第5ビル5階

一般財団法人向科学技術振興財団 事務局

TEL : (03)3971-4510

E-Mail : info@mukai-zaidan.or.jp